

## 第9章 市町村による権限行使

「高齢者虐待防止法」では、市町村に立入調査や面会の制限などの権限が与えられています。市町村は地域包括支援センター等の関係機関と連携し、ケースによっては権限の行使について検討する必要があります。

市町村が行使できる権限は以下の4つがあります。

- 1 老人福祉法上のやむを得ない事由による措置及びそのための居室確保(法第9条第2項、第10条)
- 2 成年後見制度の首長申立(法第9条第2項)
- 3 立入調査及び警察署長への援助要請(法第11条、第12条)
- 4 面会制限(法第13条)

### 1. 老人福祉法上のやむを得ない事由による措置及びそのための居室の確保

家族から虐待を受けているなど「やむを得ない事由」により介護保険サービスを受けられない高齢者(65歳以上)に対して、老人福祉法の規定に基づき、市が職権を持って、必要な介護サービスを提供する制度です。

短期入所や特別養護老人ホームへの入所など家族等の同意がなく緊急に分離が必要な場合に有効な制度です。

#### (1)「やむを得ない事由」とは

(老人ホームへの入所措置等の指針について〔平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局長通知〕)

やむを得ない事由として、次のような場合が想定されています。

① 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由(※)により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

(※)「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

② 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合

注)ただし、いずれの場合も民法第877条に定める扶養義務は最優先されます。

#### (2)措置の種類

種類	身体的要件	根拠条文 (老人福祉法)
訪問介護 デイサービス	身体上又は精神上の障害があるために日常生活に支障があるもの	第10条の4
短期入所生活介護	養護者の疾病等の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの	
認知症対応型共同生活介護	認知症の状態にあるために日常生活を営むのに支障があるもの	
特別養護老人ホームへの入所	身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの	第11条

### (3)事務の流れ

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 措置決定             | 調査結果により措置を決定                                       |
| ② サービスの提供          | 市が事業者に委託し、介護サービスを提供                                |
| ③ 費用の支弁            | 市が措置費で支弁<br>(要介護認定者は1割分)                           |
| ④ 費用徴収             | 本人又は扶養義務者から負担能力に応じて、市が費用を徴収                        |
| ⑤ 措置の解除<br>(契約へ移行) | 特養入所等で、虐待から解消できた場合<br>成年後見制度の活用等で、契約等ができる状態になった場合等 |

### (4)措置を行うための留意点

#### ①通常の場合

虐待を受けていて、虐待者からの分離の必要がある場合でも、サービス利用について虐待している家族等の了解が得られるなど、本人の意思表示が妨害されない状況であれば、通常の場合による介護保険サービスの利用となります。(費用負担の特例もあるため、安易に措置に走らず、まず、通常の場合による介護保険の利用を最初に検討します。)

#### ②本人の判断能力

虐待者等の妨害により、本人が介護認定の申請や利用契約の締結ができず、必要な介護保険サービスを受けることができない状況にある場合や高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合も、やむを得ない事由による措置は可能です。虐待により一時的に心身の状況に悪化をきたしているものの、要介護認定を受けるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には、やむを得ない措置は可能です。(低所得世帯等で養護老人ホームの入所基準に該当する高齢者は、通常の場合による養護老人ホームへの入所となります。)

#### ③家族が反対していても措置は行なえる

やむを得ない事由による措置は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきであり、高齢者本人が同意していれば(本人の強い抵抗がある場合等は強制ができないと考えられます。)、家族が反対しても措置を行うことは可能です。したがって、虐待が行われており、そのまま在宅生活を続けても改善が見込めず、将来的には、生命の危険が生じる可能性があるような場合は、差し迫った危険ではなくても、特別養護老人ホームへの入所などのやむを得ない事由による措置は可能です。

#### ④定員超過の取り扱いが認められる

短期入所(特別養護老人ホームの空床利用の場合)及び特別養護老人ホーム(介護老人施設)について、「市町村のやむを得ない事由による措置」によって、定員を超える場合は、定員の100分の105を乗じて得た数(例:定員が40人を超える施設は2人)まで定員超過が認められます。

※あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があります。

(平成12年3月8日 老企第40号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)

## ⑤費用負担ができない場合

高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行なうべきときは、まず措置を行なうことが必要です。

## (5)居室の確保

高齢者虐待防止法では、市町村に措置を行う際に必要な居室の確保をするよう示しています。(法第 10 条)具体的な居室としては特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、病院、ホテルなどが挙げられます。また、中津市の場合ショートステイやデイサービスを提供することにより、被虐待者と加害者の分離を図ることがあります。

## 2. 被虐待者を緊急に保護、避難させるための制度

### (1)警察による被虐待者の保護措置

状況が切迫し、緊急やむを得ない場合に限り、警察で被虐待者等を保護し、その後、市町村等の他の公的機関等に被保護者を引き継ぎます。

## 緊急的に分離の要否を検討するための判断基準

### 【緊急保護】

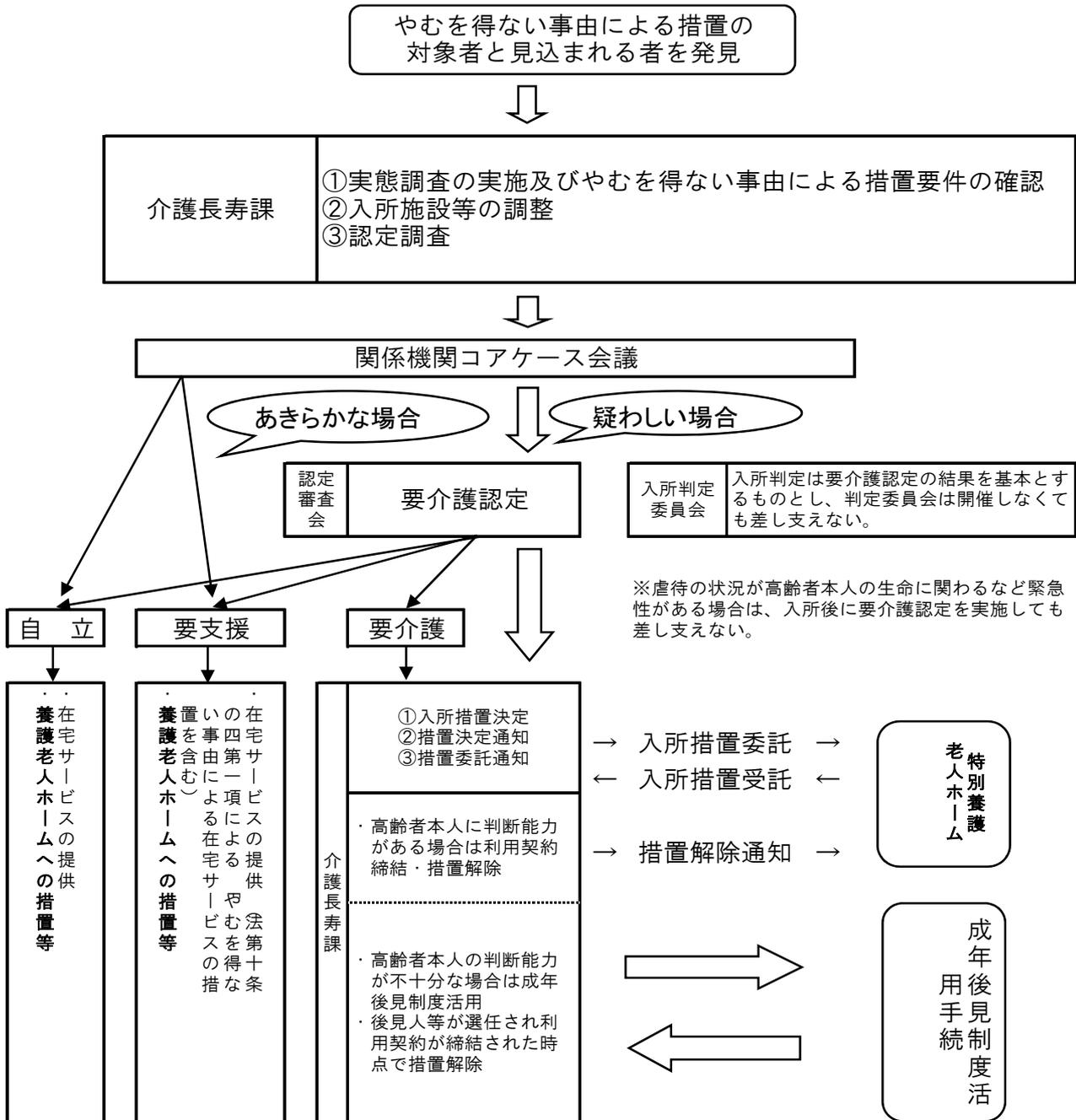
- ① 緊急対応の必要がある事態が既に起きている場合
  - ② 緊急対応の事態にはなっていないが、繰り返される虐待行為により、今後重大な結果(緊急対応の事態)につながるおそれを感じ、自ら保護を要請している場合
  - ③ 本人には意思表示はないが、家族等の当事者が上記により、保護を要請している場合
- ### 【一時的保護】(虐待防止予防の観点からの隔離)
- ④ 養護者が高齢者本人の介護等に負担感を感じている場合
  - ⑤ 高齢者本人に問題行動等がある場合
  - ⑥ 長期にわたり劣悪な生活環境で過ごし、家族・親族との不和な関係がある場合

※ 一時保護とは、この場合、緊急的な事態ではないが、支援する上で被虐待者と養護者等を一時的に引き離れたほうが良いというような状態で行われる隔離を指します。

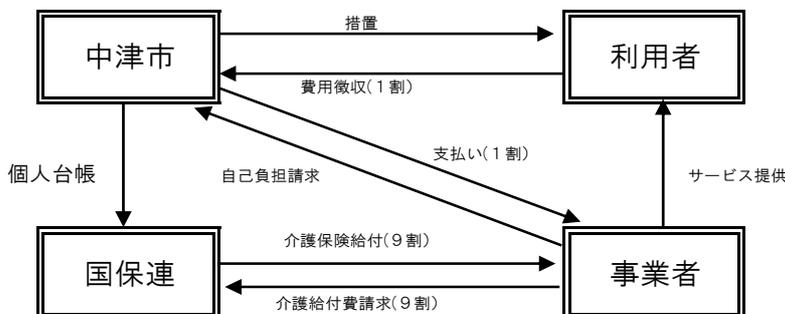
※ 分離は最終手段ではないので、一時分離から検討し家族関係の調整をしながら長期の分離の判断をしていく必要があります。分離することによって、家族間にもたらす悪影響等にも配慮しながら検討をすすめていく必要があります。

※ 隔離(高齢者本人を隠して保護すること。)する場合、高齢者本人は外部の人とは一切連絡が取れません。又は自ら連絡を取らないことを確認します。(面会の制限)職員の許可なく外出はできません。

# やむを得ない事由による措置の手続きフロー



## やむを得ない事由による措置費用請求の流れ

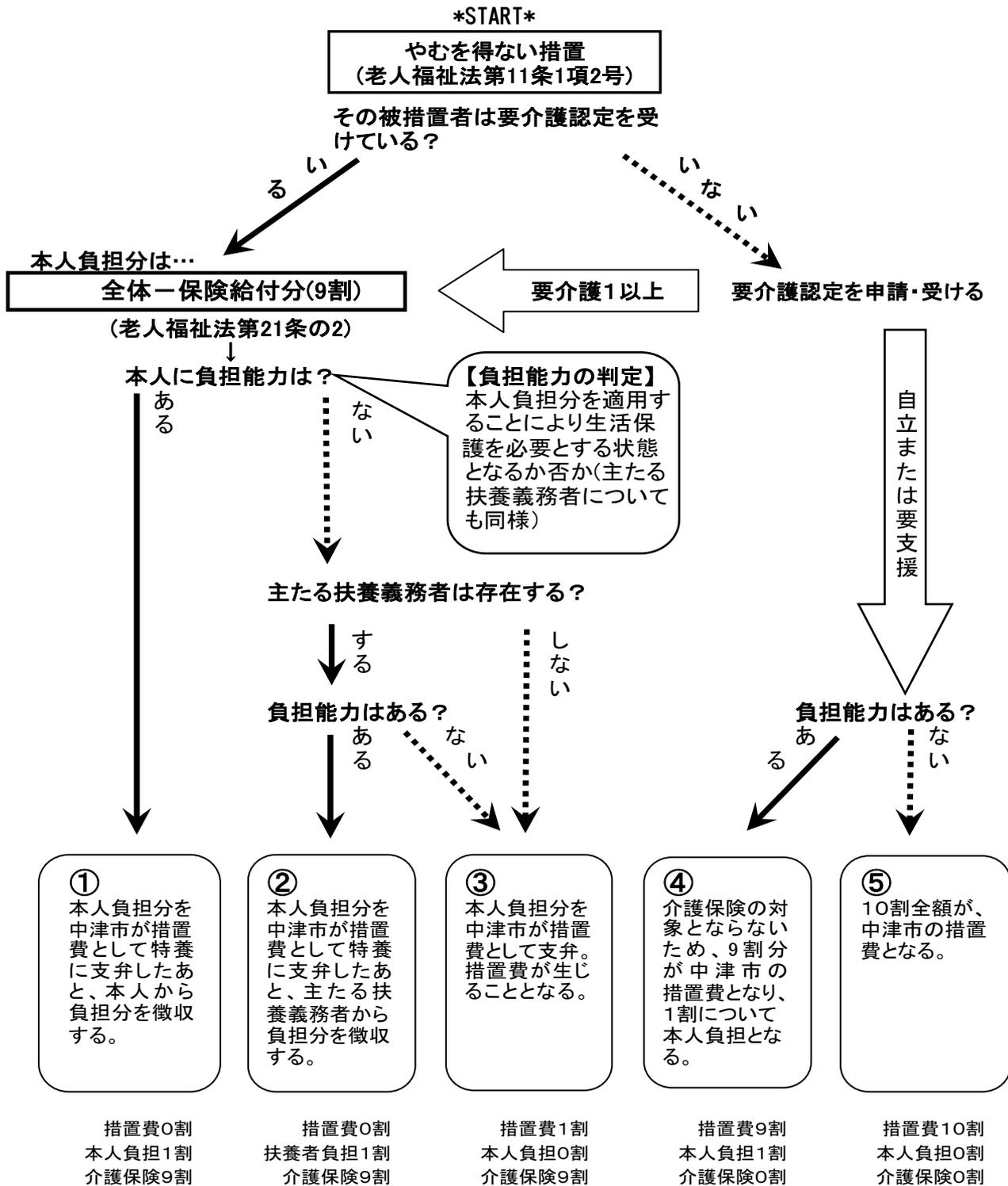


「高齢者虐待対応マニュアル(改訂版) ~安心して暮らせる高齢社会を目指して~

茨城県保健福祉部高齢者福祉課 平成19年3月 参考の一部修正

# やむを得ない措置 費用負担判定チャート

このチャートは、やむを得ない措置により《特養に入所措置をした場合》の費用負担にかかわる判定チャートです。



**！注意！**  
やむを得ない事由が解消した時点で措置は解除され、特養と被措置者との契約関係に移行します。

「高齢者虐待対応マニュアル(改訂版) ～安心して暮らせる高齢社会を目指して～  
茨城県保健福祉部高齢者福祉課 平成19年3月 参考の一部修正

### 3. 成年後見制度の首長申立

高齢者虐待防止法では、必要な場合には成年後見制度の首長申立てを行って虐待対応を行うよう示しています。各種調査の結果から、認知症高齢者が虐待を受けやすいことがわかっています。

成年後見制度の活用が必要と考えられるケースの筆頭は経済的虐待で養護者が通帳を管理している場合への対応です。また、介護放棄や拒否などの場面では、介護サービス利用など生活上の判断につき、本人に代わり本人の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断するためにも制度を活用できると想定されます。

#### (1) 成年後見制度活用のポイント

- ①虐待対応において成年後見制度の活用がどのような場面で有効であるか検討する。
- ②弁護士会や社会福祉士会等の権利擁護に関する専門職団体と連携する。
- ③成年後見人制度利用支援事業(首長申し立てや申し立て費用の助成)等を活用する。(その他法テラスが行っている民事法律扶助制度などもあります。)

### 4. 立入調査

虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、市町村がその権限によって高齢者の居所へ立ち入り、調査や質問を行うことができます。これを「立入調査」と呼んでいます。

なお、養護者が正当な理由もなく立入調査を拒否した場合には、罰則として30万円以下の罰金という規定されています

#### (1) 立入調査が必要と判断される状況の例

- ・高齢者の姿が長期に渡って確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき
- ・高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているのにも関わらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき
- ・入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき

#### (2) 立入調査のポイント

- ①立入調査権の要件を満たすだけの情報収約や事前の訪問などの手続きができているかにつき、相談受付票などを活用確認しあう。
- ②警察や医療機関などとの連携の必要性を検討する。

#### (3) 立入調査の制約

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の条文がない以上、立ち入ることができるとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入ることができるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備(例:管理人に鍵を借りる、出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等)を綿密に行うことが必要です。

### 5. 面会制限

高齢者虐待防止法では「やむを得ない事由による措置」を行う場合、市町村長および施設長の権限によって養護者と高齢者の面会について制限を行うことができます。ようになっています。

面会制限の目的は、あくまでも高齢者の安全を守ることにあります。高齢者の意思を無視した実施や施設側の過剰な心

配などによる安易な実施とならないよう、注意が必要です。

#### (1)面会制限のポイント

- ①面会制限の必要性は高齢者本人の安全確保と高齢者本人の意思、養護者の態度から総合的に検討する。
- ②面会制限を行う場合は、制限する期間、見直しの時期を決める。
- ③制限の解除にあたっては、解除する場合の弊害を考慮して判断し、面会の方法等を工夫する。